

## PCB廃棄物の期限内処理について

### 1. 背景・制度

- ポリ塩化ビフェニル（以下、PCB）は無色透明の油状の物質で、その電気絶縁性の高さなどから、電気機器類の絶縁油など幅広い用途で利用されてきたが、昭和43年に発生したカネミ油症事件を契機に、その毒性が広く知られることとなった。
- 平成13年に施行されたPCB特措法により、PCB廃棄物の保管者等は、毎年の行政への届出とともに、地域毎に定められた処分期限（下表参照）までに当該廃棄物の処分が義務付けられた。
- 現在は製造が禁止されているが、処分期限までは、届出のうえでPCBを含む機器の使用が可能。（令和3年度の届出で保管中または使用中：269事業所）
- 未届出のPCBを含む機器が、現在も使用または保管されている可能性があるため、国の通知に従い、各自治体は、建物所有者へのアンケート等による掘り起こし調査を実施。
- 国は、期限内処理の必要性について業界団体への働きかけやテレビCM等を通じて周知するとともに、円滑に処分を進めるため、高濃度PCB廃棄物の処理費用に対する補助制度を創設。
- 国で設置した高濃度PCB処分施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社：JESCO）は、完了期限後には施設の解体が予定されており、期限までに搬入しなければ事実上処分できなくなる。
- 処分拒否などにより、処分期限後も高濃度PCB廃棄物を処分しない保管者がいた場合、行政は、完了期限までに行政代執行等の手段により処分を完了させる義務がある。

#### 仙台市を含む北海道事業エリアの処分期限等

濃度区分	対象機器等	処分期限	完了期限	処分施設
高濃度	トランス、 コンデンサーなど	令和4年3月末 (終了)	令和5年3月末	JESCO (室蘭市)
	照明器具の安定器、 汚染物など	令和5年3月末	令和6年3月末	
低濃度	(区別なし)	令和9年3月末	—	全国の認定施設等 ※県内にはなし

【トランス】



【コンデンサー】



【照明器具の安定器】



## 2. 本市のこれまでの取り組み

- P C B特措法に基づく保管等の届出者に対し、J E S C Oと連携した訪問等を行い、期限内処理の指導を継続的に実施してきた。
- 平成27年度以降、事業用建物の所有者等を対象に、国のマニュアルに基づく掘り起こし調査及びそのフォローアップ調査を継続的に実施してきた。(延べ約25,000件)
- 市役所内についても、施設を所管する部署に対して、繰り返し調査を求めるなどして、期限内処理を推進してきた。
- これらの取り組みによって、本市では、令和4年度におけるP C B特措法に基づく改善命令及び行政代執行の見込みは、現時点でゼロ件となっている。

## 3. 今後の取り組み

- 市内において、高濃度P C B廃棄物が発見された場合、国等と連携しつつ、速やかな処理を指導し、必要に応じて改善命令及び行政代執行を迅速に実施する。
- 確実な処理完了のため、令和4年度も安定器の掘り起こし調査を継続する。
- 低濃度P C B廃棄物について、国の動向を踏まえながら、期限内処理に資する啓発等の対策を講じていく。